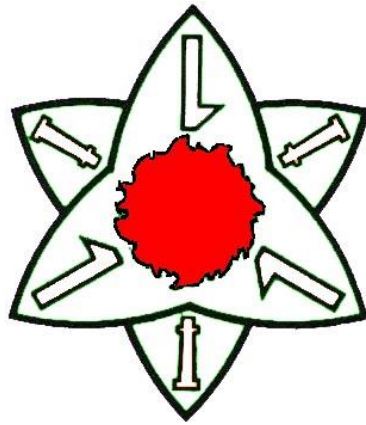


平成23年

火災統計



安全と安心のまちづくり

火事と救急・救助は119番

消防テレホンサービス 22-9944
(火災情報・休日夜間診療情報)

酒田地区広域行政組合

目 次

1	はじめに	1
2	平成23年中の火災状況	1
3	火災による被害を軽減する対策	1
4	安全・安心に暮らせる街を目指して	2

資 料

1	火災概況	3
2	火災損害総括表	4
3	目で見える火災統計	6
4	市町別火災状況	7
5	市町別火災件数の推移	8
6	火災種別出火件数	8
7	四季別火災件数	9
8	月別火災件数	9
9	曜日別火災件数	10
10	覚知方法別火災件数	10
11	死傷者の推移	11
12	建物火災の焼損程度	11
13	住宅火災の出火箇所の状況	12
14	出火率(人口1万人当たりの出火件数)	12
15	初期消火の状況	13
16	出火行為者の状況	14
17	出火原因と損害額の状況	15
18	主な出火原因の区分と経過	16
19	主な火災	16
20	火災出動人員の状況	17
21	火災出動車両の状況	17
22	火災件数の推移	18
23	火災種別の推移	18
24	全国・山形県・組合の出火率の推移	19
25	組合管内の出火率の推移	19
	利用上の参考事項	20 ~ 21

1 はじめに

この火災統計は、平成23年中に酒田地区広域行政組合管内で発生した火災の調査データを基に集計分析したもので、今後の火災予防対策の基礎データとするものです。

2 平成23年中の火災状況

(1) 火災の概況

平成23年の酒田地区広域行政組合管内（1市2町）の火災件数は36件で、前年と比べると、7件の減少となっています。このうち、酒田市における火災件数は26件（八幡、平田の各地域は無火災）で、前年と比較し4件の減少、庄内町における火災件数は5件（立川地域は無火災）で、前年と比較し2件の減少、遊佐町における火災件数は5件で、前年と比較し1件の減少となっており、過去10年間で最も少ない発生件数となっています。

火災損害額は2億1千703万8千円、焼損棟数は43棟、焼損床面積は2,592㎡、焼損表面積は735㎡、り災世帯数は26世帯、り災人員は82人、死者は0人、負傷者は5人となっています。

平成23年は前年に比べ火災件数が大幅に減少したにもかかわらず、大規模工場の火災が発生したため、火災損害額が増加しています。

(2) 火災の種別

火災の種別としては、建物火災が25件（全出火件数の69%）、林野火災が3件（8%）、車両火災が2件（6%）、その他火災が6件（17%）となっています。昨年と比較して建物火災は7件、車両火災は5件の大幅な減少、林野火災は3件、その他の火災は2件の増加となっています。

建物火災のうち、住宅火災は13件で、建物火災の52%、全出火件数の36%を占めています。

(3) 火災発生時季

火災発生件数36件を四季別に区分してみると、春（3～5月）12件、夏（6～8月）12件、秋（9～11月）9件、冬（1・2・12月）3件となっています。

(4) 火災による死傷者の状況

火災による死者は無く、負傷者は5人と昨年より12人減少しています。死者がいなかったのは平成12年以來のことで、負傷者についても大幅に減少しています。今後住宅用火災警報器の普及が進めば、更に負傷者が減少するものと思われます

(5) 出火原因の状況

出火原因別では、「こんろ」が4件と最も多く、「放火」、「たき火」「電灯・電話等の配線」、などが各3件と続いています。

昨年4件でトップだった「ストーブ」が1件に減少したのに対して、「こんろ」によるものが増えてきています。その中には「IHこんろ」も1件含まれており、火災に至った経過をみると、天ぷらを揚げている途中にその場を離れたため、出火しているケースが殆どです。

3 火災による被害を軽減する対策

(1) 住宅防火対策

ア 「こんろ」による火災は、鍋の掛け忘れによるガスこんろからの火災が多く、電話や他の用事のため、その場を離れたすきに火災に至ったというものです。「ちょっとくらいは大丈夫」という安易な気持ちが一瞬にして大切なものを全て失うことになってしまいます。火を使っているときはその場を絶対離れないようにし、どうしても離れなければならないときは、一旦火を消してからその場を離れるように心掛けましょう。

イ 「電灯・電話等の配線」や「配線機器」による火災は、換気扇など電気機器の配線が長期間の使用により劣化したり、家具など重いものの下敷きで半断線となり出火したものや、たこ足配線など過電流により出火した例などがあります。

電気機器の普及により、私達を取り巻く生活環境は一層快適なものとなっている近年ですが、その一方で管理がおろそかになりがちです。今一度「目配り気配り」を心がけ出火防止に努めましょう。

ウ 当組合管内において「ストーブ」による火災は1件に減少しましたが、全国的には毎年出火原因の上位を占めています。また、阪神大震災による停電の影響で、電気を使用しない芯上下式石油ストーブの需要が伸びています。過去のストーブ火災の事例でも、芯上下式石油ストーブによる火災が多く発生していることから、取扱いには十分注意する必要があります。ストーブ火災を防止するには、給油時は火を消すこと、カートリッジタンクのキャップの締め付け具合をしっかりと確認すること、カーテンや布団を近づけない、真上に洗濯物を干さないなどの気配りが大切です。

(2) 火災対応訓練の充実

万が一、火事になってしまったら、①「大声でまわりに知らせる」、②「119番に通報する」、③「初期消火を行い消す」、④「危険を感じたらすぐ逃げる」、⑤「戸を閉める」ことが大切です。以上の行動の習熟を図り、より実践的な発災対応型訓練の普及を行います。

(3) 防火意識の高揚

ア たき火火災の撲滅のため、これからも継続して強風時、空気乾燥時、放置など危険と判断されるたき火を「しない、させない、許さない」運動を展開します。

イ 地域、事業所、学校等の講習会などマスメディア、広報紙及び予防普及事業を通し住民への予防啓発活動を行います。また、幼年期から火災の恐ろしさを防火指導や消防訓練を通して教えることで防火意識を育みます。

4 安全・安心に暮らせる街を目指して

(1) 住宅防火の推進

世界一の長寿国となる日本、確実に高齢化が進んでいます。高齢者ゆえに起きる火災も多々あります。全国では火災による死傷者が増えており、中でも高齢者の割合が非常に高く、今後とも増加することが懸念されます。これらのことも踏まえて火災予防は家庭からを基本に、住宅防火を考え、当組合としては、住宅火災での逃げ遅れによる死者をなくすため、自治会、婦人防火クラブ、消防団と協力して住宅用火災警報器の更なる設置促進と維持管理を推進します。

平成23年6月1日から住宅用火災警報器が設置義務化されました。6月時点の住宅用火災警報器の普及率をみると、おおよそ全国で71%、山形県で65%、酒田地区広域行政組合管内では79%（酒田市80%、庄内町73%、遊佐町75%）となっており、平成22年度の51%から28%上昇しています。

(2) 消火器、住宅用火災警報器の不適正販売に係る予防策の周知

主に県外の業者が、一般住宅や事業所に不当な方法で消火器、住宅用火災警報器の訪問販売や点検を行ったりし、脅迫的な態度で高額な料金を請求するトラブルが各地で発生しています。

その手口は、

○ 一般住宅に対する消火器、住宅用火災警報器販売の場合

- ① 「消防・市役所の方から来た」と紛らわしい表現をします。
- ② 「法律が変わってすぐに設置しなければならなくなった。」と緊急性を強調します。

○ 事業所に対する点検の場合

- ① 日ごろ出入りしている契約業者を巧妙に装い、訪問前に電話で信用させ、本社等からの依頼のような装いをします。
- ② 点検の内容を説明せず、一見合法的な契約書に署名と押印を求めてきます。

※ トラブル防止のポイント

- ① 身分証明書の提示を求める。
- ② あやしいと思ったらその場で断る。契約書を良く読みむやみにサインや押印はしない。
- ③ 相手が脅迫行為にでた場合は速やかに警察へ通報する。

1 火災概況

平成23年と22年の比較

区 分		単 位	平成23年	平成22年	増 減
出 火 件 数	合 計	件	36	43	△ 7
	建 物		25	32	△ 7
	林 野		3	0	3
	車 両	件	2	7	△ 5
	船 舶 そ の 他		0 6	0 4	0 2
焼 損 棟 数		棟	43	47	△ 4
建 物 焼 損 床 面 積		m ²	2,592	2,511	81
建 物 焼 損 表 面 積		m ²	735	96	639
林 野 焼 損 面 積		a	15	0	15
り 災 世 帯 数		世帯	26	19	7
り 災 人 員		人	82	57	25
損 害 額		千円	217,038	181,583	35,455
死 者		人	0	1	△ 1
負 傷 者			5	17	△ 12
月 平 均	出 火 件 数	件	3.0	3.6	△ 0.6
	焼 損 棟 数	棟	3.6	3.9	△ 0.3
	建 物 焼 損 床 面 積	m ²	216.0	209.3	6.7
	り 災 世 帯 数	世帯	2.2	1.6	0.6
	り 災 人 員	人	6.8	4.8	2.0
損 害 額		千円	18,087	15,132	2,955
1 件 当 た り の 損 害 額		千円	6,029	4,223	1,806
人 口		人	151,524	152,435	△ 911
世 帯 数		世帯	53,524	53,572	△ 48
出火率(人口1万人当たりの出火件数)			2.4	2.8	△ 0.4

2 火災損害総括表

〈その1〉

区分 月別	合計	火災種別					焼損棟数								焼損面積					
		建物	林野	車両	船舶	その他	火元				類焼				建物 (m ²)		林野 (a)			
							全焼	半焼	部分焼	ぼや	全焼	半焼	部分焼	ぼや	床面積	表面積				
1月	2	2					1		1					1			144	33		
2月	1	1							1										10	
3月	3	3					2			1	1	1	3	5			493	78		
4月	3			1		2														
5月	6	4	1			1		1	1	2							540	452	12	
6月	5	4				1				4										
7月	3	2				1		1		1							24	47		
8月	4	2	2						1	1							222		3	
9月	4	2		1		1		1	1								568			
10月	2	2					2							5			408	8		
11月	3	3					1			2	1		1				193	107		
12月																				
計	36	25	3	2	0	6	6	3	5	11	2	1	5	10			2,592	735	15	

平成22年	43	32		7		4	12	6	5	9		2	8	5			2,511	96	
-------	----	----	--	---	--	---	----	---	---	---	--	---	---	---	--	--	-------	----	--

〈その2〉

り災世帯			死傷者		損 害 額 (千 円)						
全	半	小	死	負	合	建	収	林	車	船	そ
損	損	損	者	傷	計	物	容	野	両	舶	の
				者			物				他
		1			6,476	4,075	2,401				
		1			128	37	91				
2	1	8			15,375	9,688	5,687				
					260				254		6
		3		2	109,606	52,998	55,823	577			208
		3			142	12	130				
					1,480	1,428	47				5
					37,757	6,761	30,981				15
	1			1	26,365	25,954	363		45		3
1		2		2	13,616	8,701	4,407		508		
		3			5,833	2,970	2,863				
3	2	21	0	5	217,038	112,624	102,793	577	807	0	237

5	3	11	1	17	181,583	90,121	88,484		1,999		979
---	---	----	---	----	---------	--------	--------	--	-------	--	-----

3 目で見る火災統計

年間36件の火災が発生

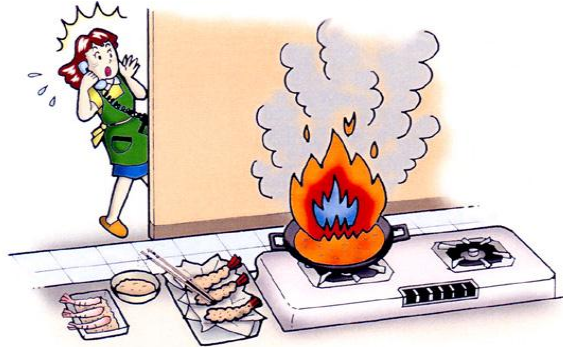
建物火災は25件(69%)
うち住宅火災は13件(52%)



26世帯82人焼け出される

出火原因の上位は

こんろ	4件
たき火	3件
放火	3件
電灯・電話等の配線	3件
電気機器	2件



死者0人 負傷者5人



65歳以上の方は火の取り扱いに注意！！
火を使っている時はその場を離れない
離れる時は火を消す



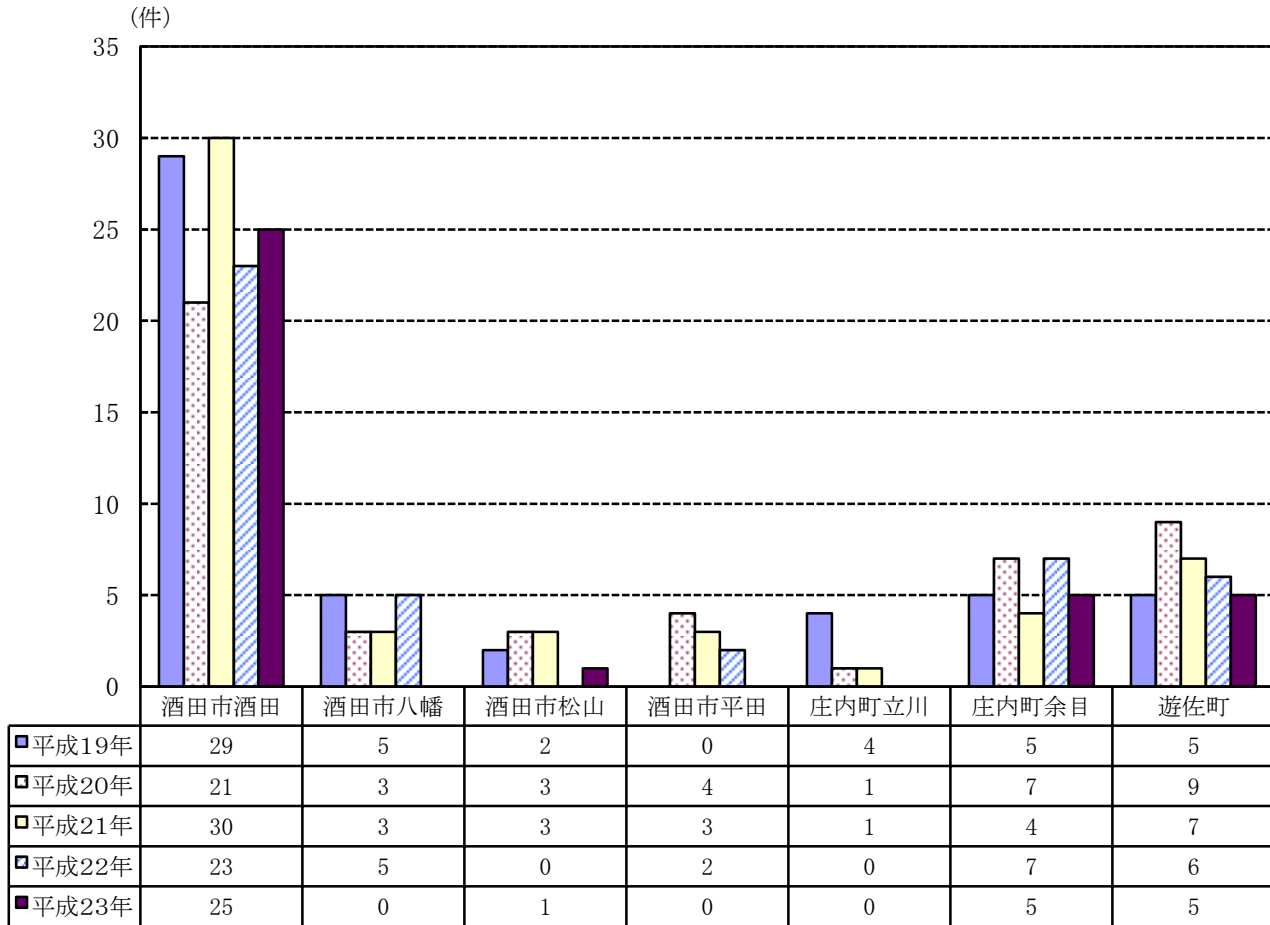
2億1千703万8千円の財産が灰に
火災1件につき602万8千円



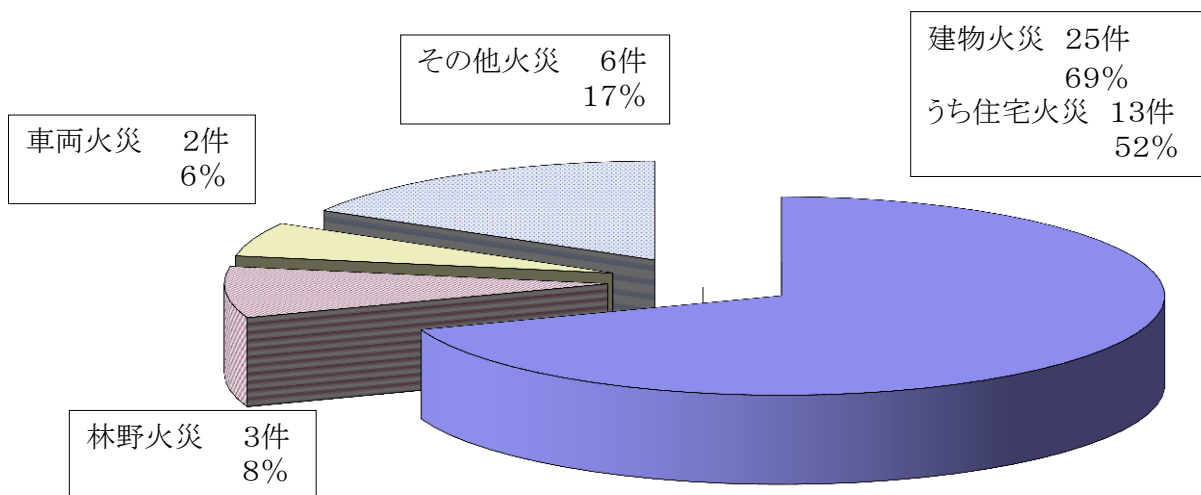
4 市町別火災状況

区分 市町別	火災種別						焼損棟数					焼損床面積			り災世帯数				死傷者		損害額（千円）								
	計	建物	林野	車両	船舶	その他	計	全焼	半焼	部分焼	ぼや	建物(m ²)		林野(a)	計	全損	半損	小損	り災人員	死者	負傷者	建物	収容物	林野	車両	船舶	その他	合計	
												床面積	表面積																
酒田市	26	17	3	1		5	27	3	4	7	13	1,847	587	15	18	2	2	14	43		1	96,870	92,698	577	45		231	190,421	
酒田	25	16	3	1		5	26	3	4	7	12	1,847	587	15	17	2	2	13	41		1	96,858	92,695	577	45		231	190,406	
八幡																													
松山	1	1					1				1				1			1	2			12	3					15	
平田																													
庄内町	5	4				1	9	2			7	408	8		5	1		4	20		4	8,709	4,834		508		6	14,057	
立川																													
余目	5	4				1	9	2			7	408	8		5	1		4	20		4	8,709	4,834		508		6	14,057	
遊佐町	5	4		1			7	3		3	1	337	140		3			3	19			7,045	5,261		254			12,560	
計	36	25	3	2	0	6	43	8	4	10	21	2,592	735	15	26	3	2	21	82	0	5	112,624	102,793	577	807	0	237	217,038	

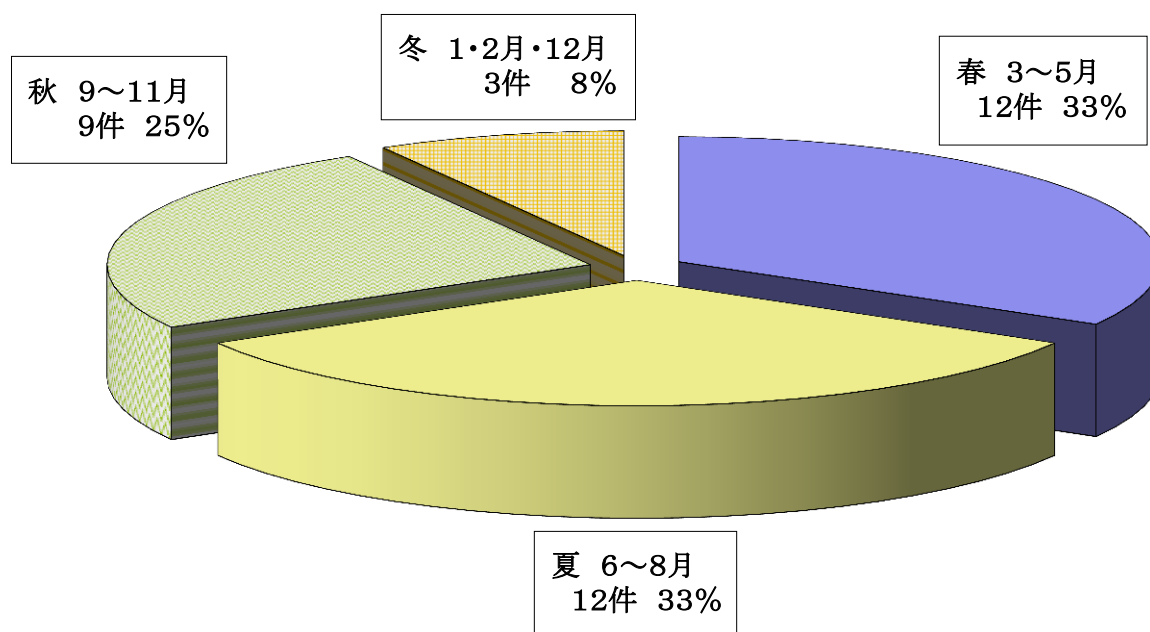
5 市町別火災件数の推移



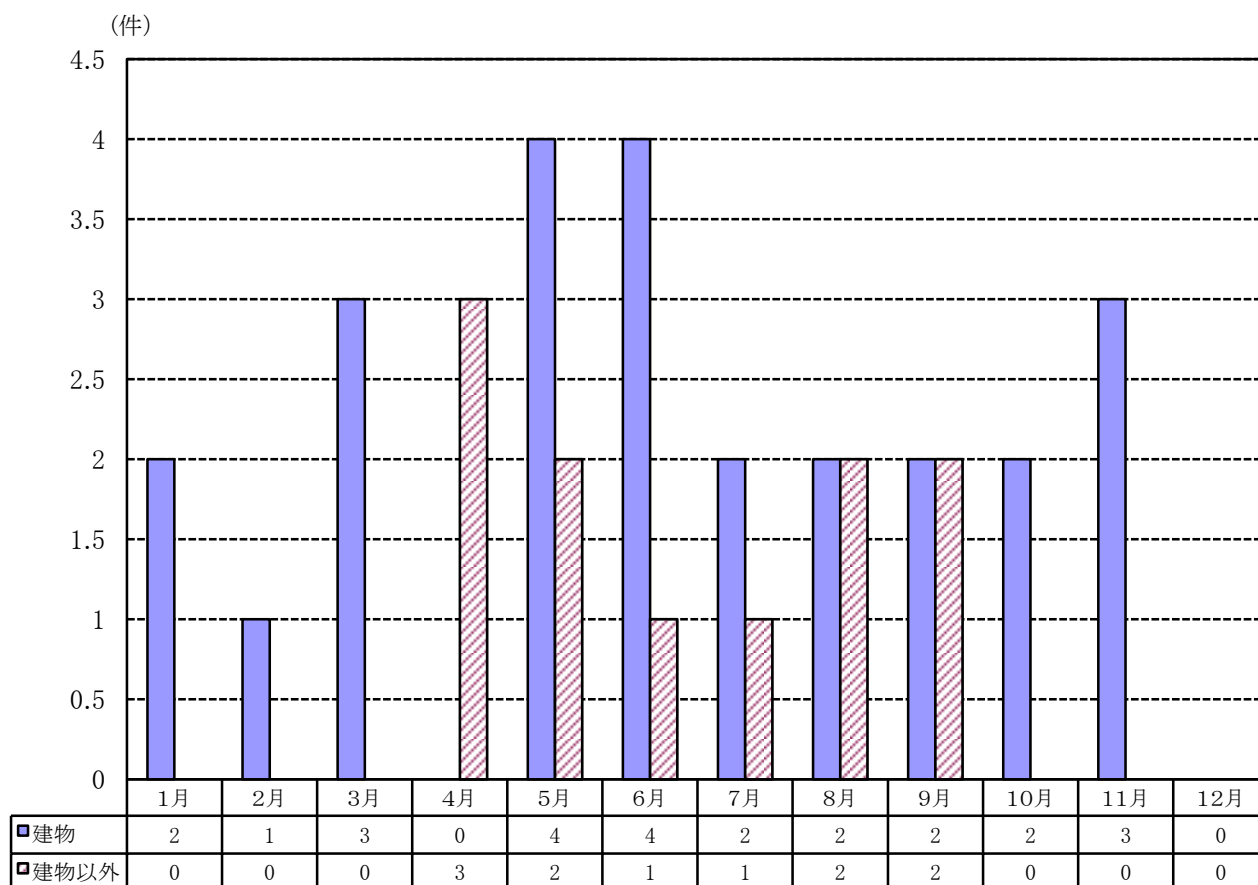
6 火災種別出火件数



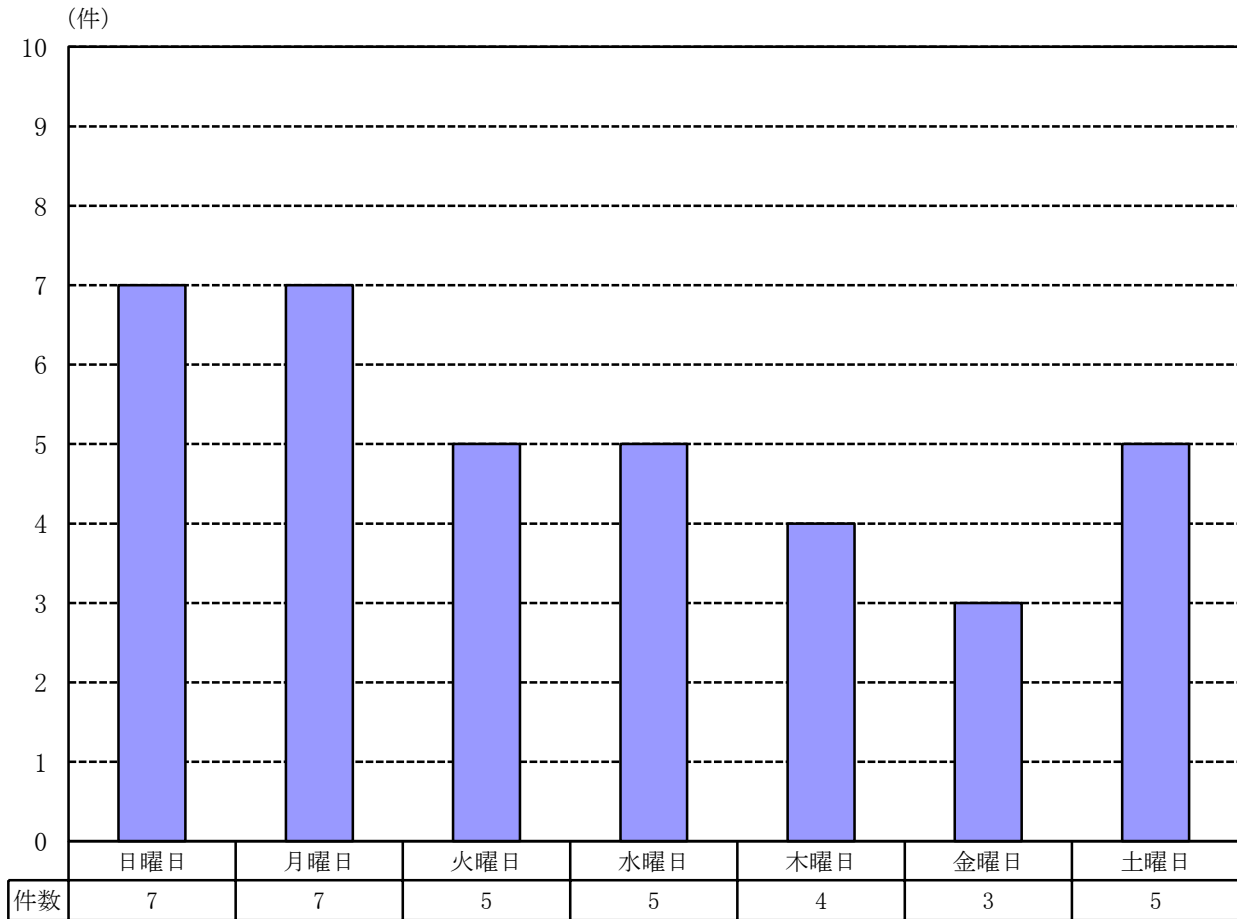
7 四季別火災件数



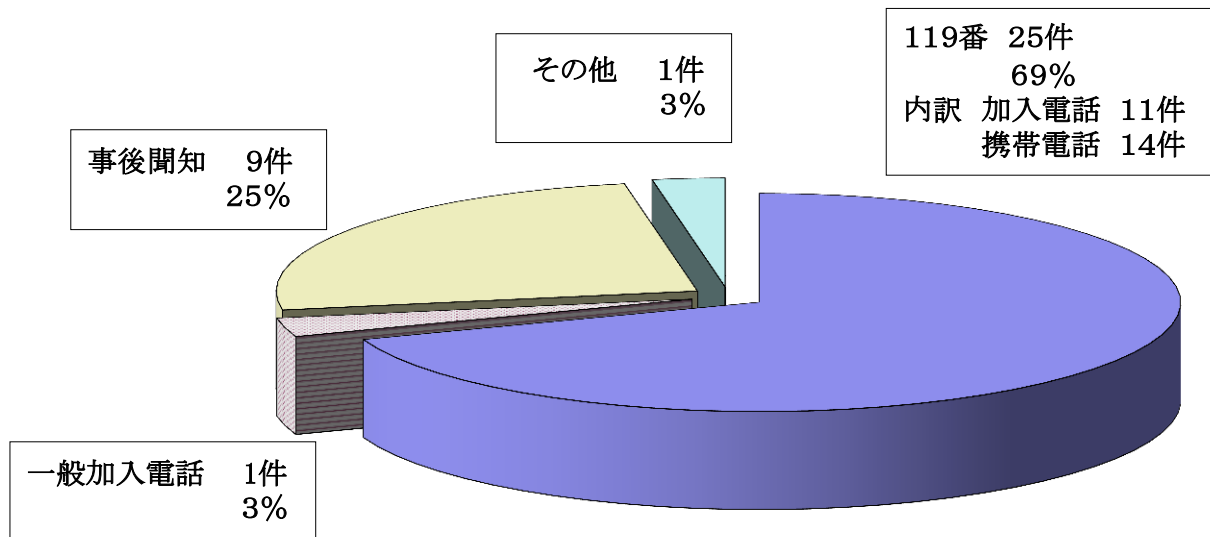
8 月別火災件数



9 曜日別火災件数



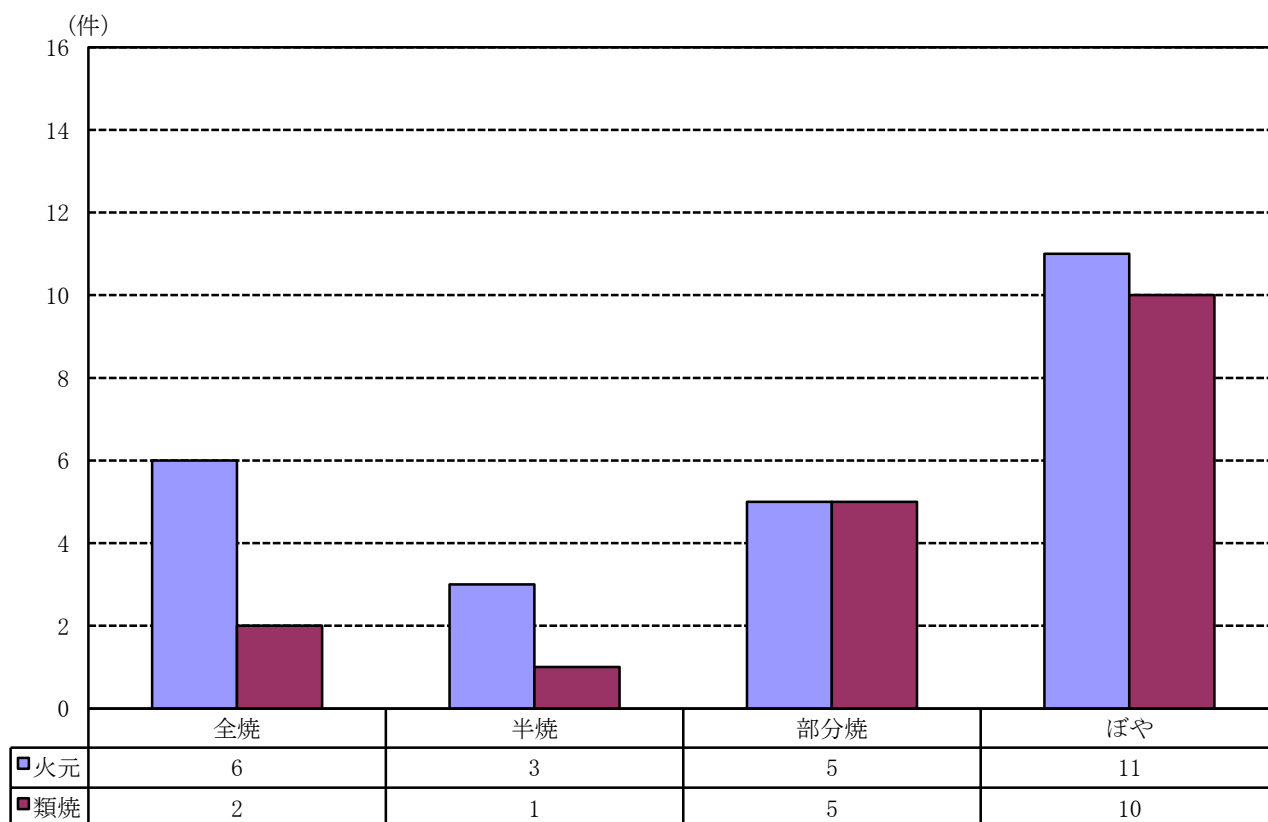
10 覚知方法別火災件数



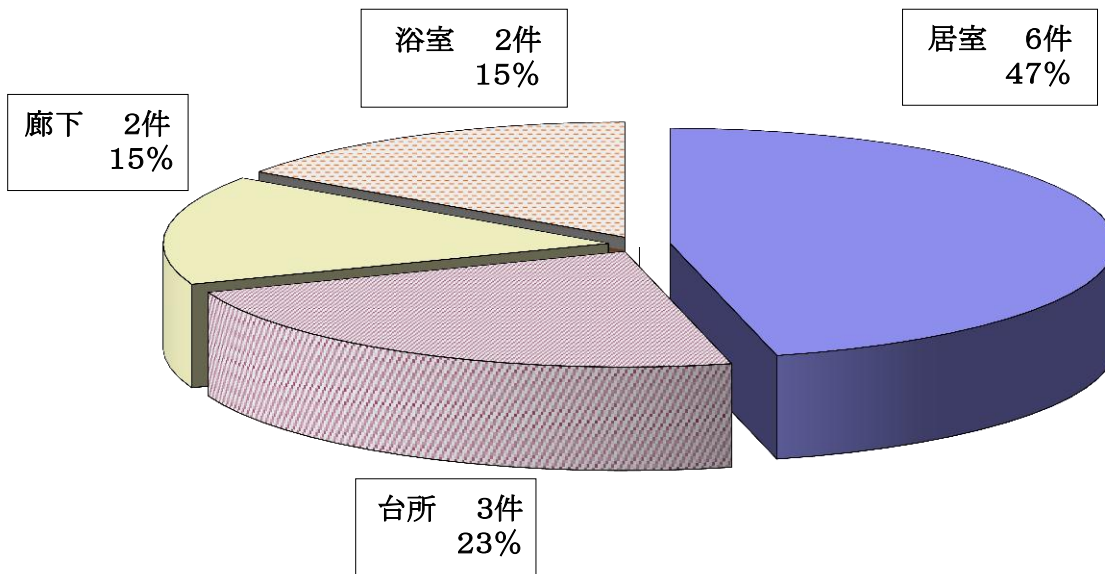
11 死傷者の推移



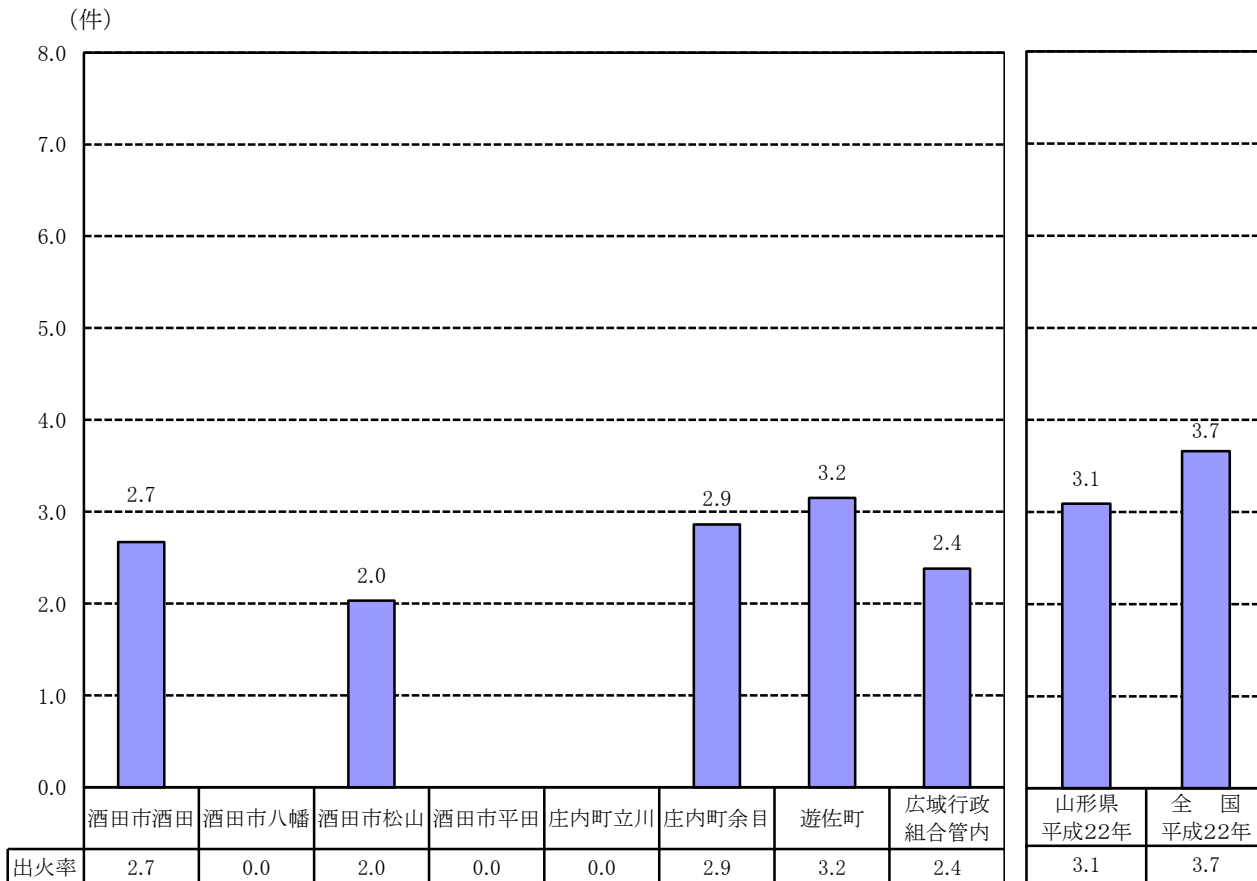
12 建物火災の焼損程度



13 住宅火災の出火箇所の状況

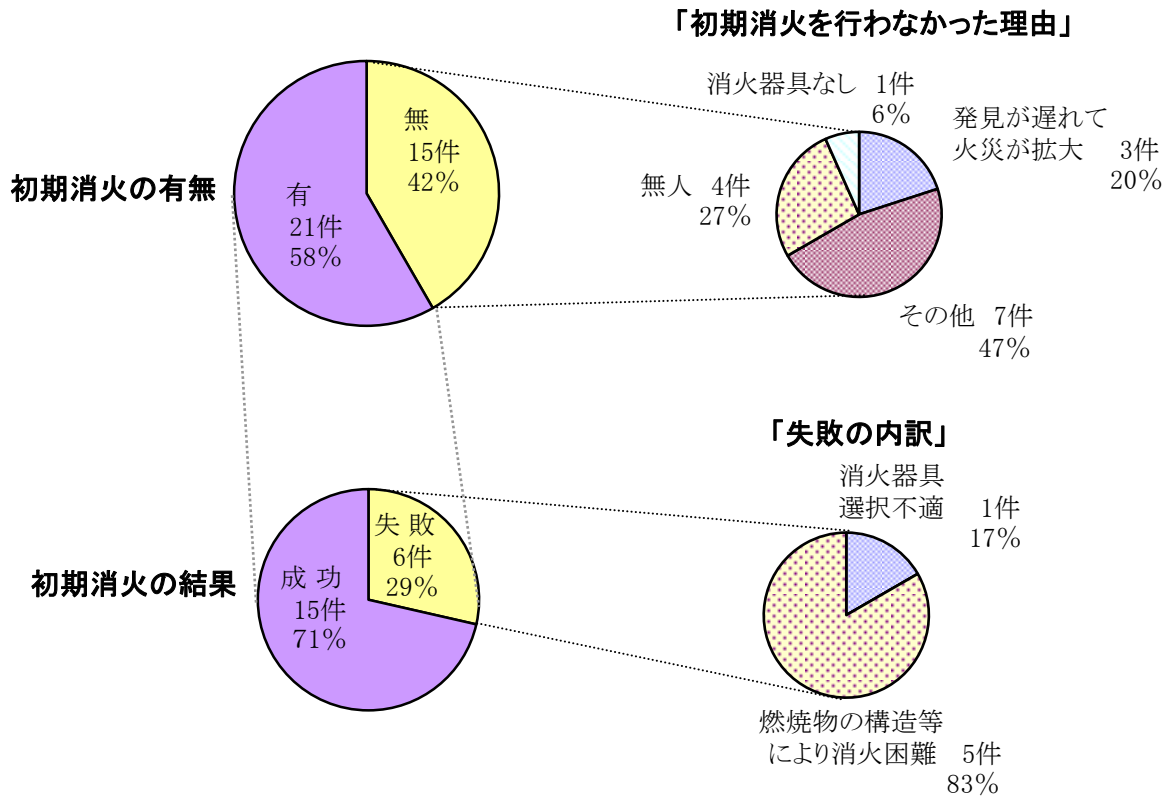


14 出火率(人口1万人当たりの出火件数)

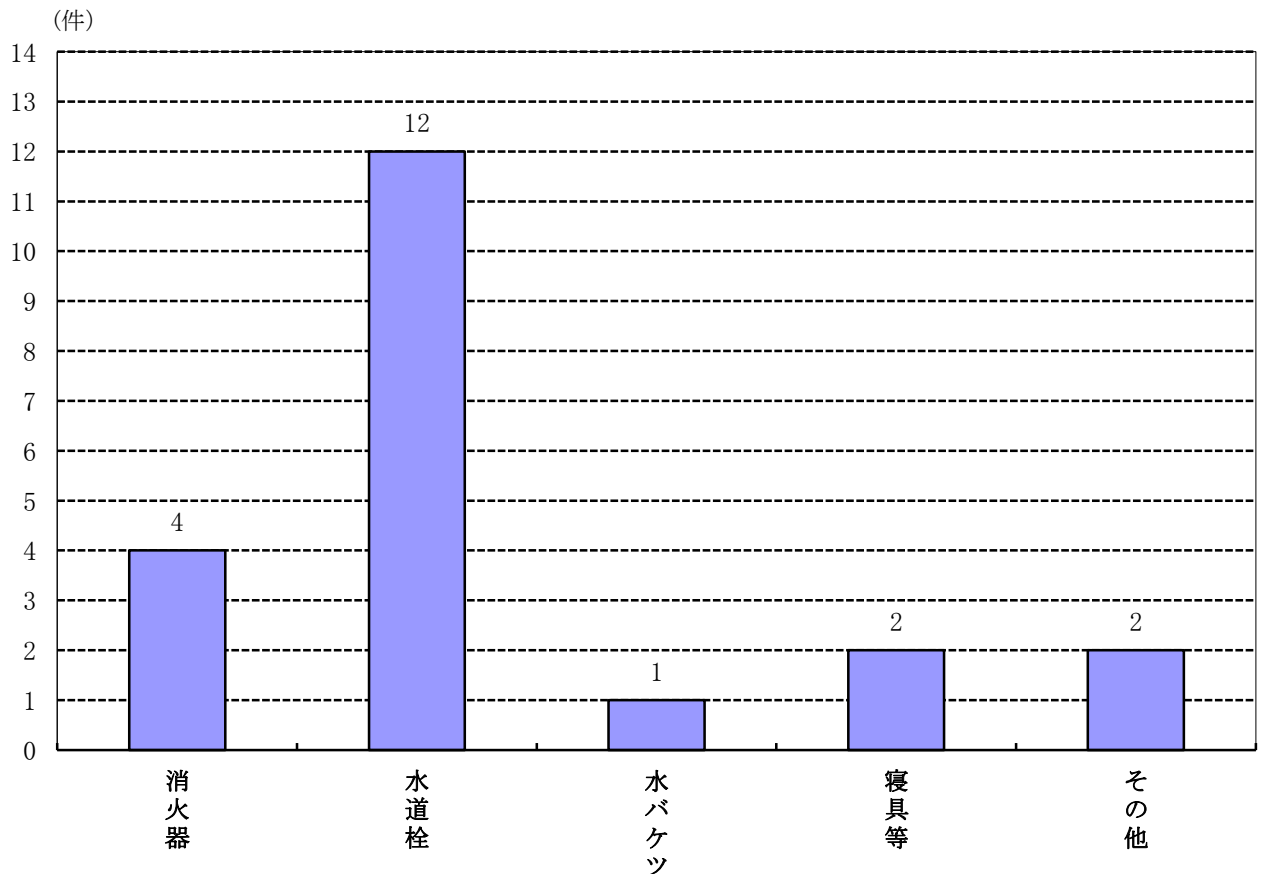


15 初期消火の状況

(1) 初期消火の実施状況



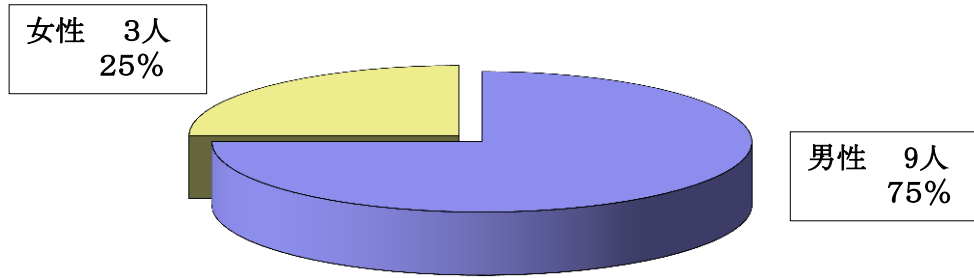
(2) 初期消火器具等の使用状況



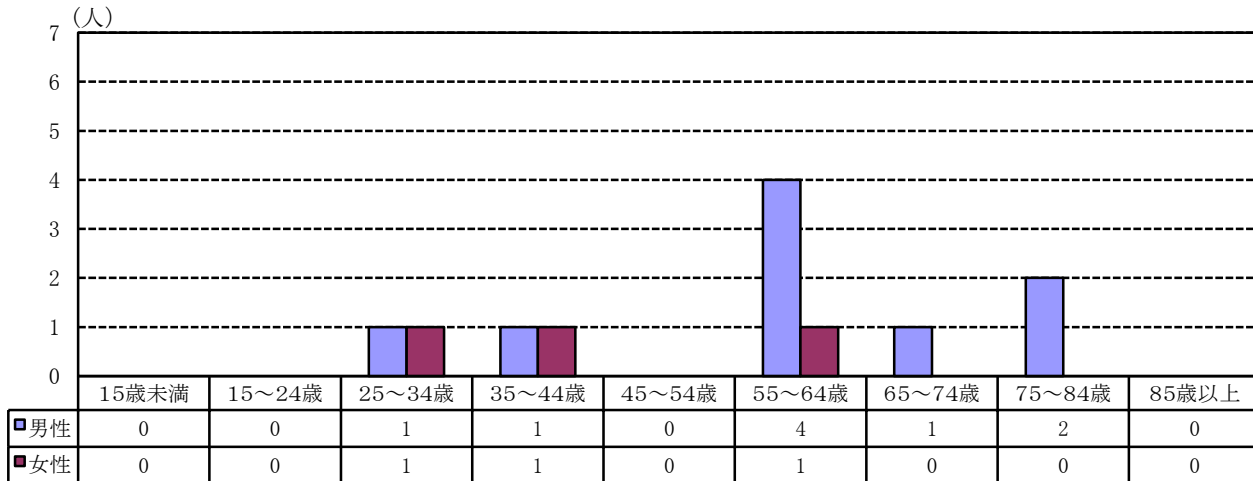
16 出火行為者の状況

出火行為者 12人

(1) 性別



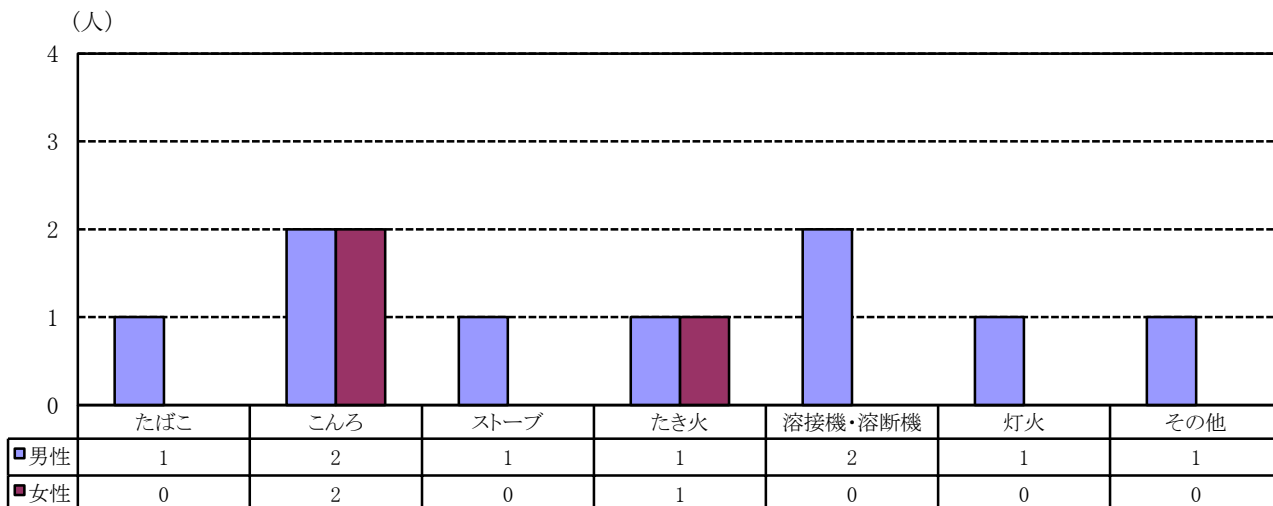
(2) 年齢別



(3) 65歳以上の出火原因

	出火原因	65～74歳		75～84歳		85歳以上	
		男	女	男	女	男	女
1	こんろの輻射熱でカートリッジガスボンベが破裂	1					
2	枯れ草をバーナーで焼く			1			
3	ストーブの取扱い不良			1			

(4) 原因別



17 出火原因と損害額の状況



18 主な出火原因の区分と経過

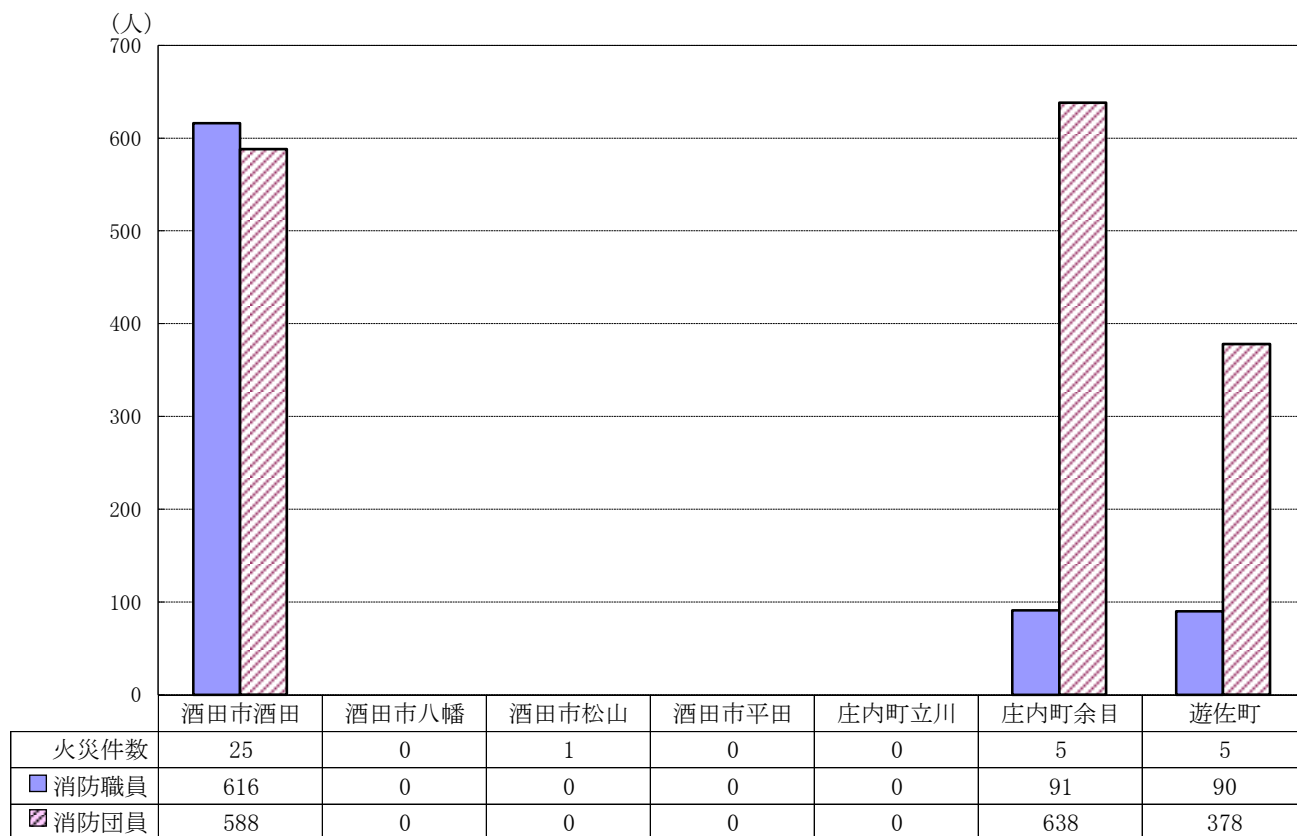
原因別	経過		件数
こんろ	消し忘れ	火をつけたままその場を離れる	4
たき火	拡大	たき火が燃え広がる	3
放火	放火	火をつける	3
電灯・電話等の配線	短絡	電気配線の絶縁劣化等による短絡	3
電気機器	発熱	絶縁劣化により発熱する	2
溶接機	熱伝導	溶接中の火花が可燃物等に落下	2
たばこ	不始末	不適當なところに捨てる	1
ストーブ	使用不良	ストーブの取扱い不敵	1
炉	構造不良	着火物が漏洩する	1
灯火	取り扱い不良	火源が転倒する	1
火遊び	取り扱い不良	花火の火の粉が飛ぶ	1

19 主な火災

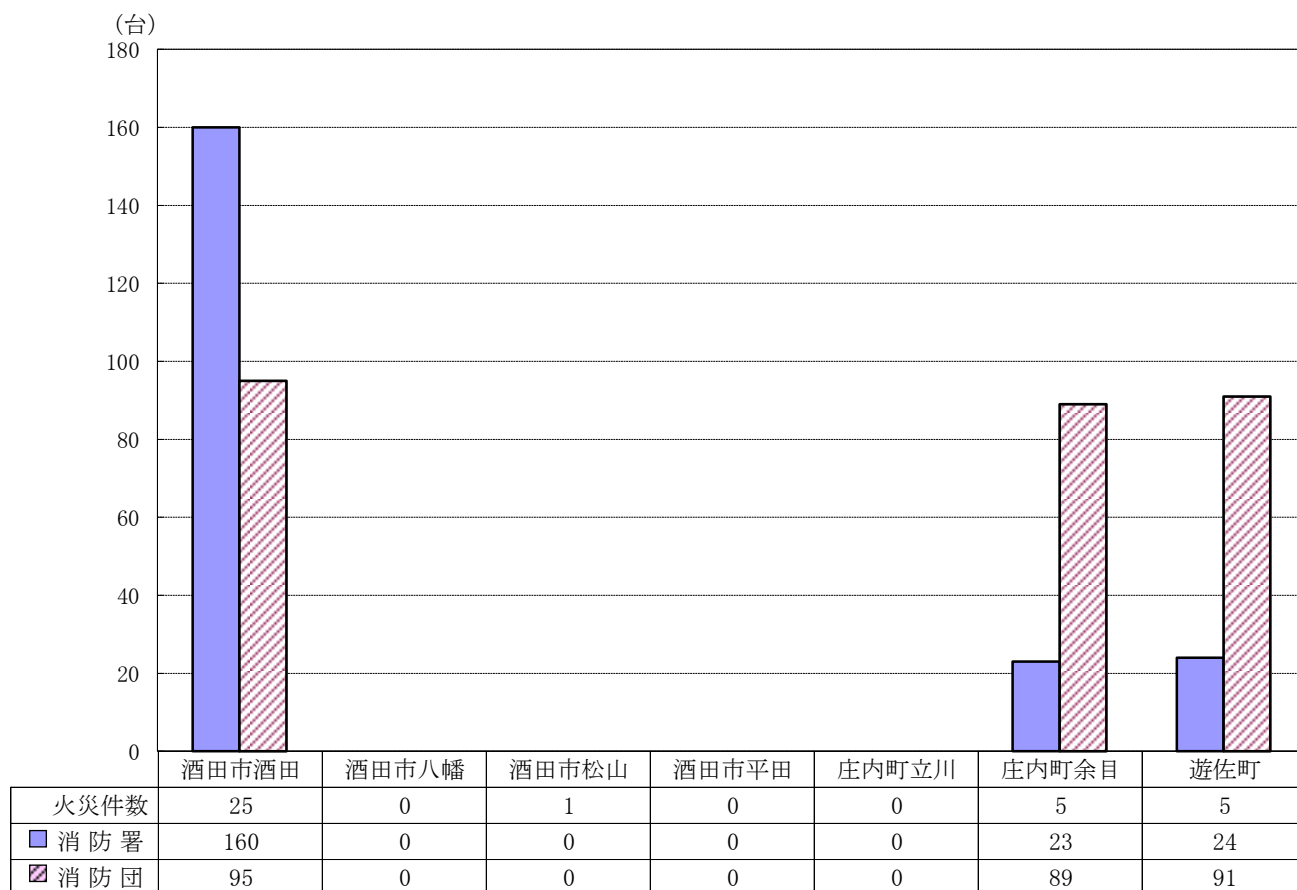
発生日	出火時刻	発生場所	用途	出火原因	焼損床面積(m ²)	焼損棟数				死傷者		損害額(千円)
						全焼	半焼	部分焼	ぼや	死者	負傷者	
5.23	5:50	酒田市酒田	工場	放火	540		1					108,407
8.16	4:41	酒田市酒田	工場	放火	222			1				37,742
9.9	21:48	酒田市酒田	置場	不明・調査中	472			1				16,549
10.16	22:17	庄内町余目	住宅	不明・調査中	251	1			4	2		10,999

※ 主な火災とは、焼損面積500m²以上のもの、又は損害額が1,000万円以上のもの。

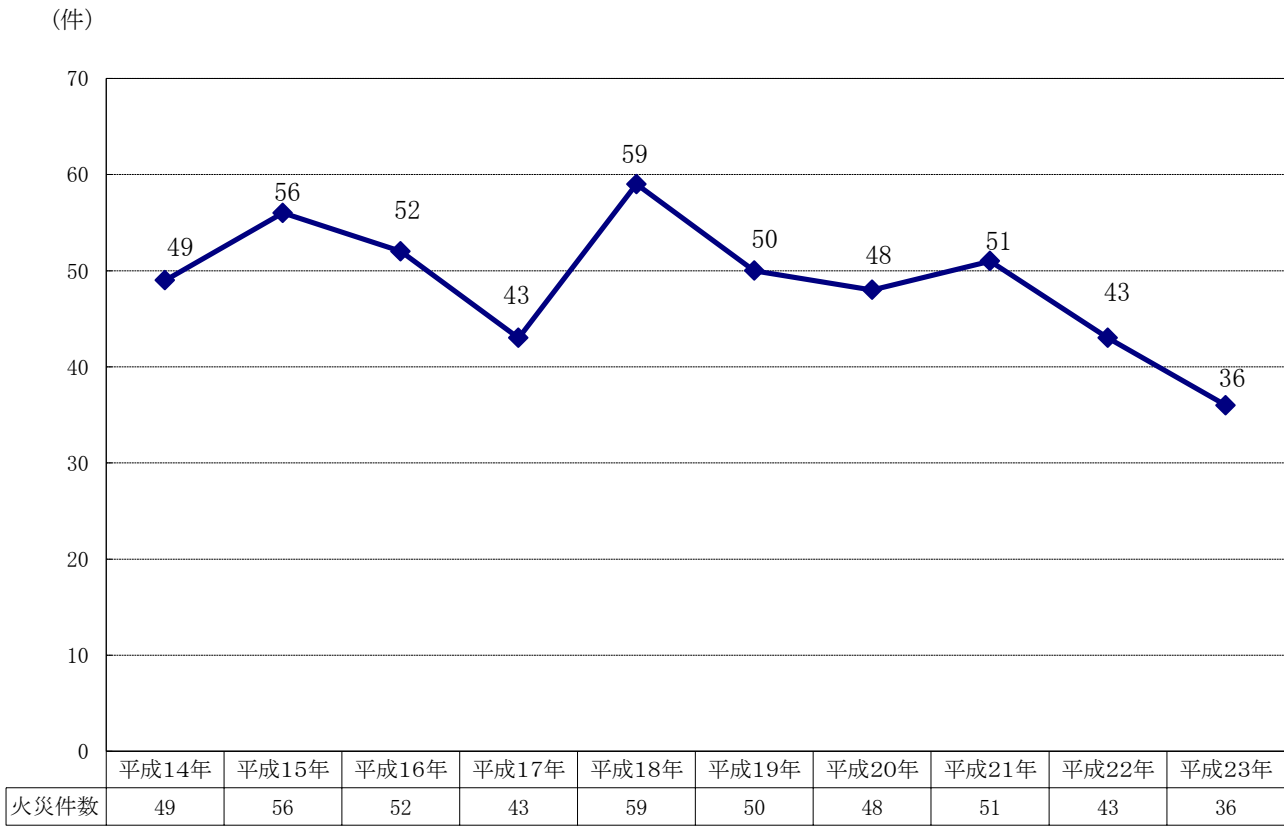
20 火災出動人員の状況



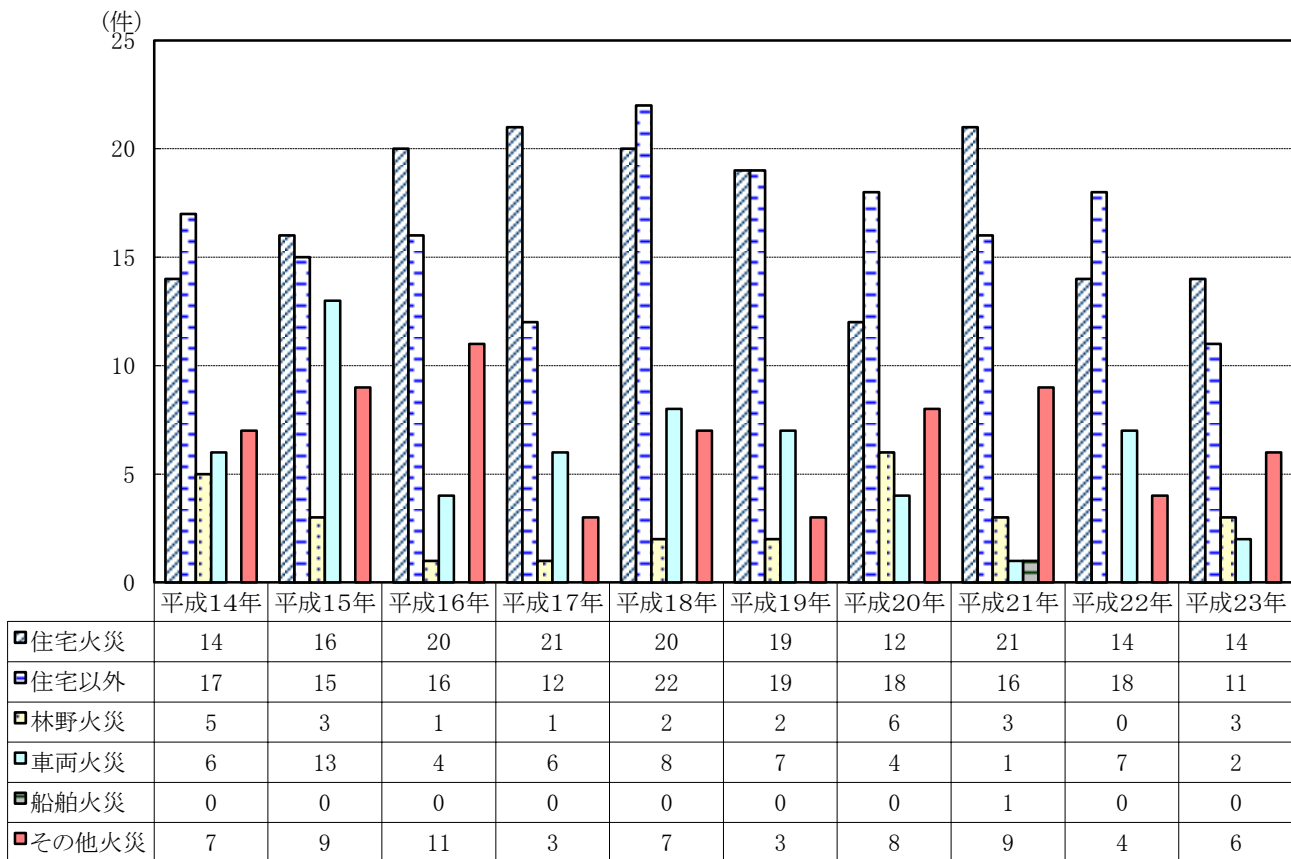
21 火災出動車両の状況



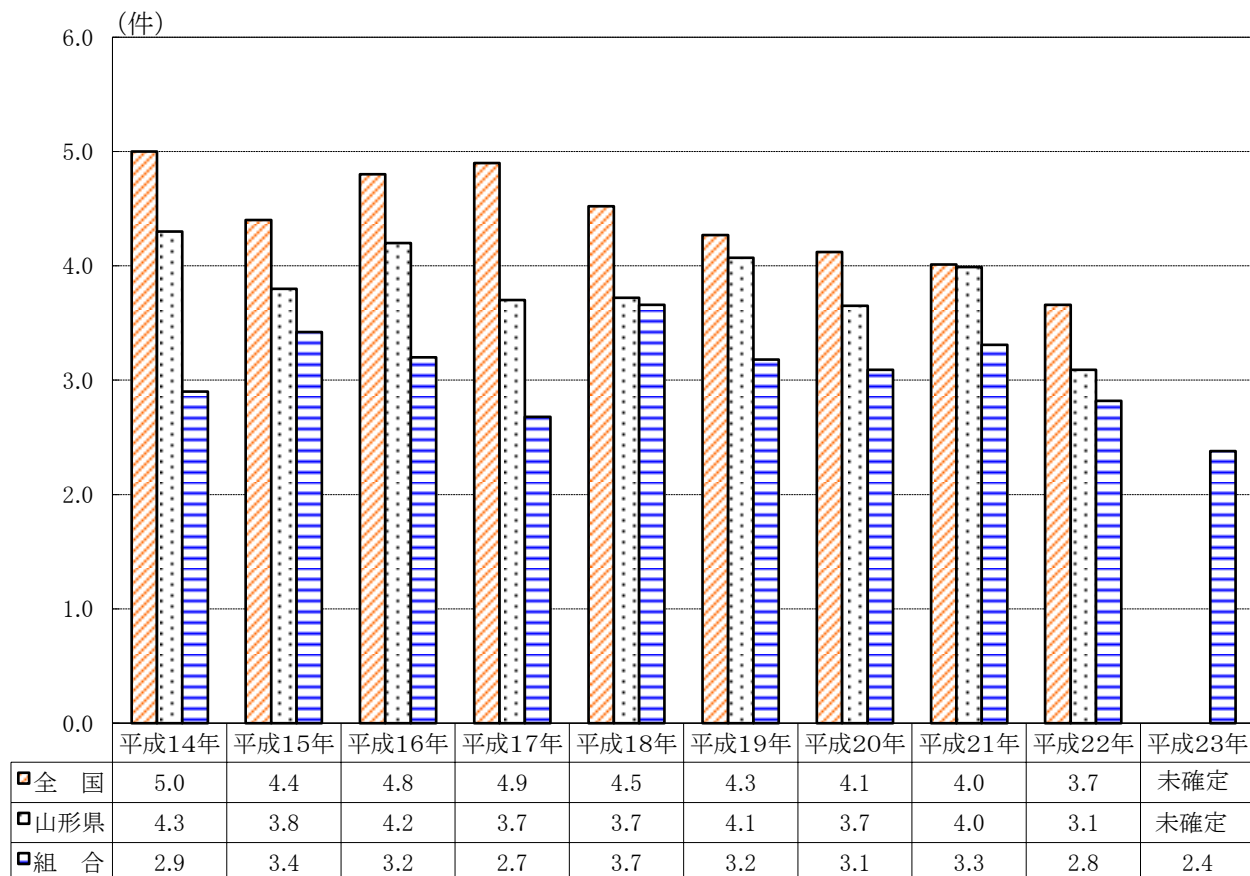
22 火災件数の推移



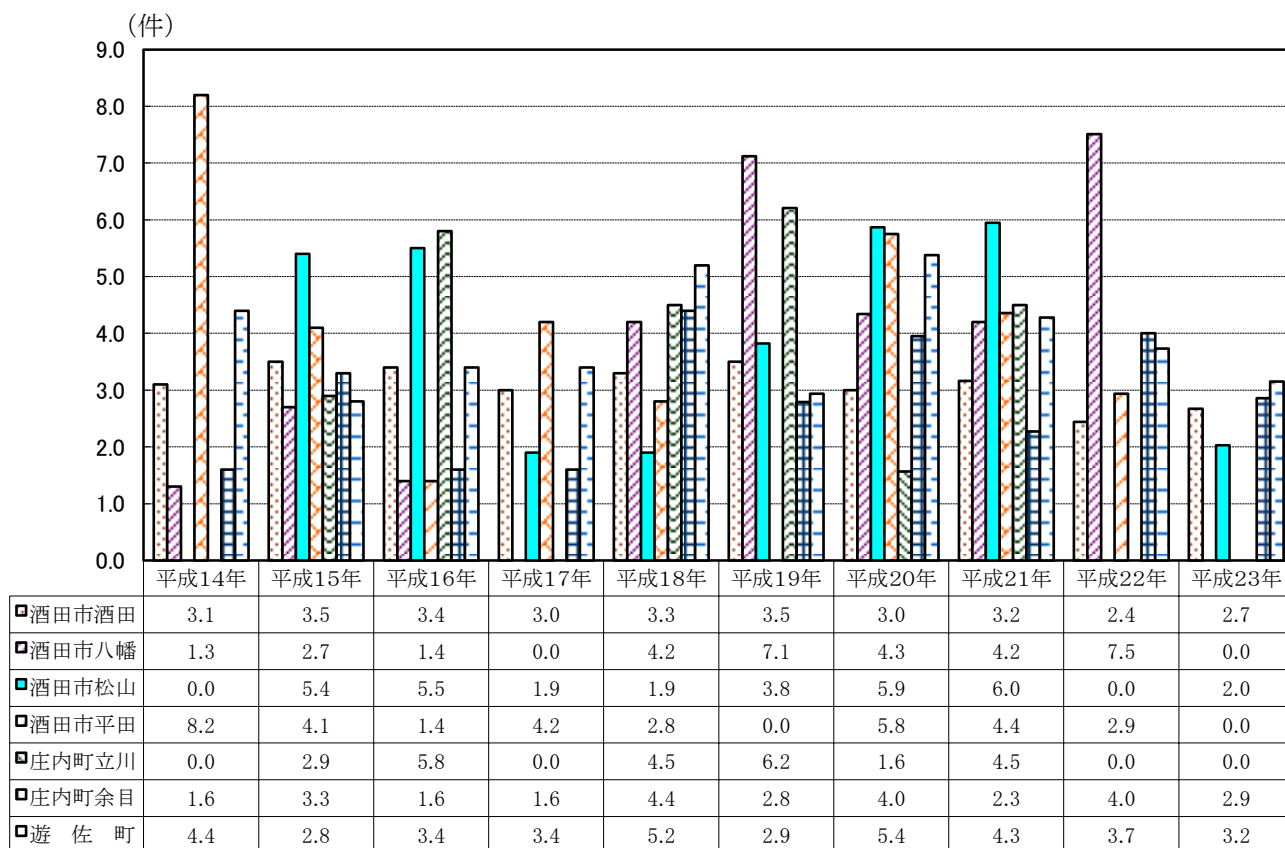
23 火災種別の推移



24 全国・山形県・組合の出火率の推移(人口1万人当たりの出火件数)



25 組合管内の出火率の推移(人口1万人当たりの出火件数)



利用上の参考事項

1 火災の定義

「火災」とは、人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とするもの、又は人の意図に反して発生し若しくは拡大した爆発現象をいいます。

2 火災の種類

火災は次の6種類に分類します。ただし、火災が2種類以上にわたった場合は、原則として焼き損害の大きなものの種別によります。

(1) 建物火災

建物又はその収容物が焼損した火災をいいます。

(2) 林野火災

森林、原野又は牧野が焼損した火災をいいます。

(3) 車両火災

原動機によって運行することができる車両、鉄道車両及び被けん引車又はこれらの積載物が焼損した火災をいいます。

(4) 船舶火災

船舶又はその積載物が焼損した火災をいいます。

(5) 航空機火災

航空機又はその積載物が焼損した火災をいいます。

(6) その他の火災

(1)から(5)までに掲げる火災以外の火災（空地、田畑、道路、河川敷、屋外物品集積場、電柱などの火災）をいいます。

3 火災損害

「火災損害」とは、火災によって受けた直接的な損害をいい、「焼き損害」、「消火損害」、「爆発損害」、「人的損害（火災による死者及び負傷者）」に区分します。

「焼き損害」とは、火災によって焼けた物及び熱によって破損した物等の損害をいい、「消火損害」とは、消火活動によって受けた水損、破損、汚損等の損害をいい、「爆発損害」とは、爆発現象の破壊作用により受けた「焼き損害」、「消火損害」以外の損害をいい、消火のために要した経費、焼け跡整理費、火災のための休業による損失等の間接的な損害は除かれます。

損害額は、り災時における時価により算定することとし、「人的損害」はこれに含まれません。

4 焼損の程度

焼損程度の区分の基準は次のとおりです。

(1) 全焼

建物の焼き損害額が火災前の建物評価額の70%以上のもの、又はこれ未満であっても残っている部分に補修を加えても再使用できないものをいいます。

(2) 半焼

建物の焼き損害額が火災前の建物評価額の20%以上のもので、全焼に該当しないものをいいます。

(3) 部分焼

建物の焼き損害額が火災前の建物評価額の20%未満のもので、ぼやに該当しないものをいいます。

(4) ぼや

建物の焼き損害額が火災前の建物評価額の10%未満であり焼損床面積が1㎡未満のもの、建物の焼き損害額が火災前の建物評価額の10%未満であり焼損表面積が1㎡未満のもの、又は収容物のみ焼損したものをいいます。

5 り災世帯

り災世帯については、り災の程度により次のとおり区分しています。

(1) 全損

建物（収容物を含む。以下この項において同じ。）の火災損害額が、り災前の建物の評価額の70%以上のものをいいます。

(2) 半損

建物火災損害額がり災前の建物評価額の20%以上で、全損に該当しないものをいいます。

(3) 小損

建物火災損害額がり災前の建物評価額の20%未満のものをいいます。

6 死者・負傷者

「死者」又は「負傷者」とは、火災現場において火災に直接起因して死亡（病死者は除く。）した者、又は負傷した者をいいます。この場合、消防署員と消防団員は火災を覚知した時から現場を引き揚げる時までの間に死亡した者、又は負傷した者をそれぞれ死者又は負傷者とします。また、火災により負傷した後、48時間以内に死亡した者は火災による死者とします。



備えよう

住宅用

火災警報器